番　号：161127
国　名：パキスタン
担当部署：産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第一チーム
案件名：省エネルギー基準及びラベリング制度普及促進プロジェクト
　　　　詳細計画策定調査（省エネルギー普及促進）

**１．担当業務、格付等**
（１）担当業務：省エネルギー普及促進
（２）格　付：3号
（３）業務の種類：調査団参団

**２．契約予定期間等**
（１）全体期間：　2017年3月中旬から2017年6月下旬まで
（２）業務M/M：　国内　0.55 M/M、現地　0.60 M/M、合計　1.15 M/M
（３）業務日数：

| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
|---|---|---|
| 6日 | 18日 | 5日 |

**３．簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**
（１）簡易プロポーザル提出部数：１部
（２）見積書提出部数：１部
（３）提出期限：3月1日(12時まで)
（４）提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
　　　郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
　　　（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム＞JICAについて＞調達情報＞調達ガイドライン、様式＞業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）＞業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）
（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf）
をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
（５）評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年3月21日（火）までに個別に通知します。

**４．簡易プロポーザル評価項目及び配点**
（１）業務の実施方針等：

| | |
|---|---|
| ①業務実施の基本方針 | １６点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制等 | ４点 |

（２）業務従事者の経験能力等：

| | |
|---|---|
| ①類似業務の経験 | ４０点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | ８点 |
| ③語学力 | １６点 |
| ④その他学位、資格等 | １６点 |

（計１００点）

| | |
|---|---|
| 類似業務 | 省エネルギーに係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | パキスタン／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

**５．条件等**

（１）参加資格のない社等：特になし

（２）必要予防接種：なし

**６．業務の背景**

パキスタン（以下、パ国）では近年深刻な電力需給ギャップが生じており、2014年度におけるピーク時電力需要は20,576MWに対して、稼動発電設備容量が16,170MWに留まり、供給力が21.4%不足している状況である。かかる需給ギャップにより、地域によっては計画停電が長時間発生している。

かかる状況下、パ国では発電、送電、配電等の電力開発による電力供給力の強化に加え、需要サイドでも電力消費量を削減すべく省エネルギー（以下、省エネ）の取組みが不可欠とされている。ADB によれば、2008 年から 2019 年にかけてエネルギー消費量の 15.4%が削減可能と試算されている。

このような中、パ国政府は電力セクター改革を促すことを目的としたプログラム・ローン「電力セクター改革プログラム」において「電力料金設定と補助金の削減」、「発電コストの縮小」、「説明責任と透明性」という３本の柱と 10 の改革項目から成る政策マトリックスを世銀、ADB 及び JICA と共同で作成し、改革項目の一つとして需要側のエネルギー効率の改善と省エネルギー（以下、省エネ）推進を掲げた。

そこでJICAは、電力セクター改革に係る政策マトリックスに基づく５年間のプログラム・ローンにかかる技術支援の一環として、2014年から2015年にかけて有償勘定技術支援「パキスタン国省エネルギー制度構築支援」を実施し、政策マトリックスにも記載されている最低エネルギー消費効率基準（Minimum Energy Performance Standards）（以下、MEPS）及びラベリング制度（以下両者をまとめて、ES&L (Energy Standards & Labeling)）の作成を支援し、具体的にはファン、コンパクト型蛍光灯、モータの３製品のES&Lが策定された。また、MEPSに適合しない機器の段階的廃止のための展望（啓発やモニタリング・評価に関する施策を実施予定）を記したロードマップ（以下、ロードマップ）を策定している。 さらに、後継案件として2015年から2016年にかけて有償勘定技術支援「パキスタン国省エネルギー普及促進」を実施し、ES&L制度の運用強化にあたって必要となる免税や補助金等の各種支援策、インセンティブ策について、具体的な検討・助言を行った。

これらの動きと並行し、パ国政府は需要側のエネルギー効率改善と省エネ推進を実施していくために省エネルギー法（National Energy Efficiency and Conservation Act 2016）（以下、省エネ法）を 2016 年 7 月に策定・公布している。この省エネ法により、国立省エネルギーセンター（National Energy Conservation Center）が再編され、国立省エネルギー機関（National Energy Efficiency and Conservation Authority）（以下、NEECA）へと公社化されている。NEECA は省エネ法により、国家省エネルギー政策案もしくは改定案の作成やその実施・運用までひろく権限を得るに至った。他方で現在少数の人員で運営されていることから今後、組織としての体制強化、人材育成が喫緊の課題となっている。

かかる状況下、パ国政府は、省エネ法を推進すべく、NEECAの体制強化・人材育成を通じたES&Lの普及促進に向けた技術協力プロジェクト「省エネルギー基準及びラベリング制度普及促進プロジェクト」を我が国に要請し、今般、詳細計画策定調査を実施するもの。

本詳細計画策定調査では、本プロジェクトの実施に向けて、要請背景・内容の確認、関連情報の収集を行ったうえで、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行う予定である。

## ７． 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きの内容を十分に把握の上、他の業務従事者やJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下（１）～（３）の調査を行う。

現地調査期間中には、JICA団員現地到着時に中間報告を行い、協力の方向性についてJICAと協議を行う。調査後半ではその結果を踏まえて更なる情報収集や相手国政府との協議を行う。

（１） 国内準備期間（2017年3月下旬）

① 要請背景・内容を要請書、関連報告書等から把握する。

② 担当分野に係る関連既存資料・情報や我が国含むドナーの協力実績をレビューする。

③ 省エネ法の概要とプロジェクトの関連する項目についてA4用紙4枚程度（和文）でまとめて提出する。

④ 担当分野に係る調査項目の整理と、調査工程・手法の検討を行い、対処方針（案）、パ国側関係機関への説明資料（案）・質問票（英文）を作成する。

⑤詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成を検討する。

⑥プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案（和文・英文）、PO（Plan of Operations）案（和文・英文）を検討する。

⑦ R/D（案）、M/M（案）の作成に協力する。

⑧ 対処方針会議等の事前打合せに参加する。

（２） 現地派遣期間（2017年4月中旬～4月下旬）

① JICAパキスタン事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。

② パ国関係機関、関連ドナー等との協議及び現地踏査を通じ、現状把握と課題の整理を行う。想定される調査項目は次のとおりだが、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案する。

（ア）関連上位計画（エネルギー政策、関連法制度、ロードマップ等）

（イ）省エネルギー技術の導入状況（目標値、省エネ・ラベリング制度等のインセンティブ・関連法、実績等）

（ウ）省エネルギー関係機関の実施体制・組織図、財務状況、技術能力

（エ）パンジャブ州は省エネルギー担当部局（Punjab Energy Efficiency and Conservation Agency）（以下、PEECA）を持っており、独自で省エネ政策を実施している。そのためPEECAとNEECAとの連携可能性を検討するため、PEECAの活動状況に係る情報収集、分析を行う。

（オ）省エネルギーあるいはピークシフト推進に向けた電力料金体系

（カ）省エネルギー分野での他ドナー及び国際機関の援助動向
③ 組織強化に係る以下の現状把握及び資料・情報の収集、分析を行う。
（ア）NECCAの省エネ・ラベリング制度にかかる実施能力
（イ）上記（ア）を踏まえた人材育成のニーズの確認と必要性が認められた場合は能力強化方針案の内容
④ 前工程までの調査結果を踏まえ、プロジェクトのPDM案、PO案を含むプロジェクトの内容を検討する。
⑤ 上記の検討結果を中間報告（和文）案として取り纏める。また、JICA団員に担当部分の調査内容を説明（中間報告）する。
⑥ JICA団員とともにパ国側関係機関、関連ドナー等との現地協議に参加し、M/M案、R/D案の作成に協力する。
⑦ 担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成する。
⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICAパキスタン事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2017年5月中旬～5月下旬）
① 担当分野に係る質問票集計を含む現地調査結果の整理を行う。
② 担当分野に係るプロジェクト内容への助言（実施手法、規模、留意点等）を行う。
③ 帰国報告会、国内打合せへの参加、担当分野に係る結果報告を行う。
④ 詳細計画策定調査報告書（和文）（案）を作成する。

**８．成果品等**

本契約における成果品は以下のとおり。

（１）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

電子データをもって提出することとする。

**９．見積書作成に係る留意点**

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒パキスタン、ないし日本⇒パキスタン（直行便）の往復を標準とします。

**１０．特記事項**

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2017年4月9日～4月26日前後を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者より10日程度遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア）総括（JICA）

イ）協力企画（JICA）
ウ）省エネルギー普及促進（コンサルタント）
③便宜供与内容
JICAパキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
ア）空港送迎
あり
イ）宿舎手配
あり
ウ）車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
エ）通訳傭上
なし
オ）現地日程のアレンジ
パ国政府機関等とのアポイント取付をJICAが支援します。
カ）執務スペースの提供
なし

（２）参考資料
①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第一チーム（03-5226-6936）にて配布します。
「パキスタン国省エネルギー普及促進（省エネルギーファイナンス制度）（有償勘定技術支援）ファイナルレポート」（2016）

②本業務に関連する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト（http://libopac.jica.go.jp/）で公開されています。
「パキスタン国省エネルギー制度構築促進（有償勘定技術支援）ファイナルレポート」（2015 年）
「パキスタン国電力セクター改革にかかる情報収集・確認調査」（2014 年）
「パキスタン国 最適電源・送電開発計画策定支援プロジェクト（有償勘定技術支援）ファイナルレポート」（2016 年）

（３）その他
①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
②安全管理
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所、在パキスタン・イスラム共和国日本大使館等と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密に取ることとする。また、パキスタン国内での安全対策については、JICA パキスタン事務所と緊密に連絡する。
現地作業中は、JICA パキスタン事務所と常時連絡が取れる体制とし、安全管理上、必要な報告を行う。そのために必要な携帯電話については、JICA パキスタン事務所が貸与する。また現地作業中における安全管理体制を、日本からの支援も含めプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち「たびレジ」

に登録すること。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上